

改正

平成31年4月1日告示第148号

長浜市狭あい道路拡幅整備助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活道路の拡幅整備を推進し、市民の日常生活における利便性の向上、安全安心で良好な居住環境の確保及び地域の防災機能の強化を図るため、予算の範囲内で狭あい道路拡幅整備助成金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により市長が指定した道路（以下「2項道路」という。）その他市長が特に整備の必要があると認めた幅員4メートル未満の道をいう。
- (2) 建築主等 法第2条第13号に規定する建築をしようとする同条第16号に規定する建築主及び当該建築物に権原を有する者をいう。
- (3) 所有者等 土地について、所有権、借地権その他の土地を使用する権利を有する者をいう。
- (4) 自治会 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。
- (5) 路線 始点から終点までが一本で連続している延長50メートル以上の道路をいう。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条に規定する都市計画区域にあっては、始点又は終点が法第42条に規定する道路に接続しているものに限る。
- (6) 路線拡幅 路線の全てを同一時期に拡幅することをいう。
- (7) 後退線 法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線（同項の適用を受けない道にあっては、同項の規定を準用して道路の境界線とみなされる線）をいう。ただし、路線拡幅を実施する場合（路線拡幅には該当しないが、将来、当該路線を4メートル以上に拡幅することを自治会が意思決定されている場合を含む。）又は市道との交差点に連続する部分を拡幅する場合において、市長が当該狭あい道路の形態等により別に境界線の位置を定める必要があると認めたときは、当該別に定める線をいう。
- (8) 後退用地 狭あい道路とこれに接する土地との境界線と後退線との間にある土地をいう。
- (9) 隅切り用地 狭あい道路又は幅員4メートル以上の市道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生じる内角が120度以上の場合を除く。）に設ける角地の隅角（後退線がある場合にあっては、当該後退線により形成される隅角）をはさむ辺の長さ2メートル以上の三角形の部分の部分をいう。
- (10) 支障物件 後退用地及び隅切り用地（以下「後退用地等」という。）内に存在する擁壁、門、樹木、生け垣その他これらに類するもの並びに水道管、ガス管等の埋設物等をいう。
- (11) 撤去工事 支障物件を除去し、移設し、伐採し、又は移植することをいう。
- (12) 拡幅整備 後退用地等を道路形態に整備することをいう。

(事業対象となる狭あい道路)

第2条の2 この事業の対象となる狭あい道路は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市道
- (2) 前号以外の道路にあっては、市道としての基準を満たすことができる路線拡幅の実施を自治会で決定されている場合の2項道路及び市道との交差点に連続する部分を後退線まで拡幅する場合の2項道路
- 2 市道の交差点の改良において隅切り用地を市に寄附する場合にあっては、幅員4メートル以上の道をこの事業対象の道路に含むことができるものとする。

(助成金交付対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者は、撤去工事を行い、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 狭あい道路に接する敷地において、後退用地等を市に寄附した所有者等又は当該寄附された後退用地等内の支障物件に係る建築主等
- (2) 狭あい道路を路線拡幅する場合において、後退用地等を市に寄附するために取りまとめを行った自治会
- (3) 前条第2項の規定により、隅切り用地を市に寄附した所有者等又は当該寄附された隅切り用地内の支障物件に係る建築主等
(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表に定める額を基準とし、1申請者（自治会が申請者の場合は、1敷地）につき100万円を上限とする。
(協議)

第5条 この要綱による拡幅事業に協力しようとする者（以下「協議者」という。）は、あらかじめ拡幅事業について、狭あい道路整備協議申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 配置計画図
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により協議者から狭あい道路整備協議申請書が提出されたときは、次に掲げる事項について当該協議者と協議するものとする。

- (1) 後退用地等の位置に関する事項
- (2) 後退用地等の権原に関する事項
- (3) 後退用地等の工事に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、協議が完了したときは、協議者に対し、狭あい道路拡幅整備協議済書（様式第2号）を交付するものとする。

4 第2項の規定に基づく協議の結果、後退用地等を寄附することの協議が完了した協議者（以下「寄附申出者」という。）は、協議が完了した後において、協議内容に変更が生じた場合は、狭あい道路整備変更協議申請書（様式第3号）を提出するものとする。
(後退用地の境界確定)

第6条 市長は、前条の規定に基づく協議が完了したときは、道路中心線の確定、後退用地等の境界確定及び確定測量を行うものとする。

2 市長は、境界確定に際し、後退線を明示する境界標（杭）を設置するものとする。
(後退用地等寄附申出)

第7条 寄附申出者は、前条による境界確定の終了後すみやかに、後退用地等寄附申出書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。この場合において、寄附申出者は、当該用地に私権の設定又は特殊の義務がある場合、これを消滅させておくとともに、相続が発生している場合には、相続登記を完了しておくものとする。

- (1) 公図の写し
 - (2) 土地の登記事項証明書
 - (3) 原因証明情報及び登記承諾書
 - (4) 印鑑登録証明書
 - (5) その他市長が必要と認めた書類
- (支障物件の撤去)

第8条 寄附申出者は、支障物件について、拡幅整備施工までにその撤去工事を行うものとする。ただし、電柱等、個人において移設できない物件については、市長がその管理者に対し、狭あい道路の整備に支障のない場所に移設するよう依頼するものとする。
(後退用地の登記)

第9条 市長は、支障物件の撤去完了検査を終了したとき（支障物件が存在しない場合にあつては、第7条の後退用地等寄附申出書を受理したとき）は、後退用地等の分筆及び所有権移転登記を行うものとする。
(後退用地等の整備)

第10条 市長は、後退用地等の所有権移転登記が完了した後、当該用地について拡幅整備工事を行うものとする。ただし、路線拡幅以外の場合においては、原則として舗装工事のみとする。

2 拡幅整備は1敷地単位を基本とする。ただし、自治会が路線拡幅を実施する場合は、その区間とする。

3 市長は、拡幅整備後、適切な維持管理を行うものとする。

4 市長は、前項の維持管理を行うため、狭あい道路整備台帳（様式第5号）を整備し、これを保管するものとする。

（助成金の交付申請）

第11条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、撤去工事を行う前に、狭あい道路整備助成金交付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定等）

第12条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、狭あい道路整備助成金交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の変更申請等）

第13条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、助成金対象事業の変更により助成金交付決定額を変更しようとするときは、狭あい道路整備助成金交付変更申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、狭あい道路整備助成金交付決定変更通知書（様式第9号）により補助決定者に通知するものとする。

（助成金の実績報告等）

第14条 補助決定者は、撤去工事が完了したときは、狭あい道路整備助成金対象工事完了実績報告書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する実績報告書を受理したときは、現地確認検査を行い、狭あい道路整備助成金確定通知書（様式第11号）により補助決定者に通知するものとする。

（助成金の交付請求等）

第15条 前条第2項に規定する通知を受けた者は、狭あい道路整備助成金交付請求書（様式第12号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、受理した日から30日以内に当該請求者に助成金の交付を行うものとする。

（助成金の返還）

第16条 市長は、偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けた者があるときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（適用除外）

第17条 この要綱の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しない。

（1）国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人等が行う事業

（2）法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定又は変更をしようとする開発事業

（3）都市計画法第29条第1項の規定に基づく許可を受けた開発事業

（4）前各号のほか、市長がこの要綱の規定を適用することが適当でないと認めた場合

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日告示第148号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

支障物件	工事の種類	内容	単位	金額
門、塀等	撤去費	後退用地等に存する門、塀等を除却する費用	1メートル当たり	6,600円（基礎部分を含まない場合にあつては、1,000

				円)
	移設費	後退用地等に存する門、塀等を当該後退用地等と一体で利用していた敷地の一部に移設する費用（従前に存した門、塀等を再使用することができず新たに設置する場合を含む。）	1メートル当たり	28,100円（基礎部分を含まない場合にあっては、6,000円）
柵	撤去費	後退用地等に存する柵を除却する費用	1メートル当たり	2,100円（基礎部分を含まない場合にあっては、1,200円）
	移設費	後退用地等に存する柵を当該後退用地等と一体で利用していた敷地の一部に移設する費用	1メートル当たり	5,700円（従前に存した柵を再使用することができず新たに設置する必要がある場合にあっては13,600円（基礎部分を含まない場合にあっては、8,200円））
樹木	撤去費	後退用地等に存する樹木を除却する費用	低木1本当たり	1,100円
			中木1本当たり	2,700円
			高木1本当たり	24,500円
	移植費	後退用地等に存する樹木を当該後退用地等と一体で利用していた敷地の一部に移植する費用	低木1本当たり	1,500円
			中木1本当たり	3,300円
			高木1本当たり	28,800円
生垣	撤去費	後退用地等に存する生垣を除却する費用	高さ0.9メートル以上1.2メートル未満	1メートル当たり700円
			高さ1.2メートル以上1.5メートル未満	1メートル当たり1,500円
			高さ1.5メートル以上	1メートル当たり2,200円
	移植費	後退用地等に存する生垣を当該後退用地等と一体で利用していた敷地の一部に移植する費用	高さ0.9メートル以上1.2メートル未満	1メートル当たり8,900円
			高さ1.2メートル以上1.5メートル未満	1メートル当たり13,500円
			高さ1.5メートル以上	1メートル当たり20,000円
擁壁（石積みを含む）	撤去費	後退用地等に存する擁壁を撤去する費用	高さ0.5メートル未満	1メートル当たり3,500円
			高さ0.5メートル以上1.0メートル未満	1メートル当たり7,800円
			高さ1.0メートル以上1.5メートル未満	1メートル当たり9,200円
			高さ1.5メートル以上	1メートル当たり29,500円

	移設費	後退用地等に存する擁壁を当該後退用地等と一体で利用していた敷地の一部に移設する費用（従前に存した擁壁を再使用することができず新たに設置する場合を含む。）	2.0メートル未満	当たり	
			高さ2.0メートル以上	1メートル当たり	40,800円
			高さ0.5メートル未満	1メートル当たり	21,900円
			高さ0.5メートル以上1.0メートル未満	1メートル当たり	32,900円
			高さ1.0メートル以上1.5メートル未満	1メートル当たり	47,100円
			高さ1.5メートル以上2.0メートル未満	1メートル当たり	84,200円
			高さ2.0メートル以上	1メートル当たり	115,300円
土砂	撤去費	後退用地等に存する土砂等の撤去費（道路の高さ以上の部分に限る。）	1立方メートル当たり		6,400円
舗装等	撤去費	後退用地等に存する舗装等を除却する費用	1平方メートル当たり		3,200円
	補修費	後退用地等に存する舗装等を除却した後に取り合い部を補修する費用（拡幅後の道路境界から1メートル以内の範囲内に限る。）	1平方メートル当たり		3,800円
縁石等	撤去費	後退用地等に存する縁石等を除却する費用	1メートル当たり		700円
	新設費	拡幅後の道路境界（敷地内側）に縁石等を設置する費用	1メートル当たり		4,600円
側溝等	撤去費	後退用地等に存する側溝等を除却する費用	1メートル当たり		1,900円
	新設費	拡幅後の道路境界（敷地内側）に側溝等を設置する費用	1メートル当たり		8,100円
雨水ます	撤去費	後退用地等に存する雨水ますを除去する費用	1箇所		2,200円
	新設費	後退用地等に存する雨水ますを除去後に、拡幅整備に支障のない位置に新設する費用	1箇所		5,800円
浄化槽	撤去費	後退用地等に存する浄化槽を除去する費用	1箇所		89,500円
下水道管	移設費	後退用地等に存する下水道管を拡幅整備に支障のない位置に移設する費用	1メートル当たり		12,900円
公共汚水ます	移設費	後退用地等に存する公共汚水ますを当該後退用地等と一体で利用していた敷地の一部に移設する費用	1箇所		17,700円
水道管	移設費	後退用地等に存する水道管を拡幅整	1メートル		3,600円

		備に支障のない位置に移設する費用	当たり	
量水器	移設費	後退用地等に存する量水器を当該後退用地等と一体で利用していた敷地の一部に移設する費用	1箇所	32,400円
ガス管	移設費	後退用地等に存するガス管を拡幅整備に支障のない位置に移設する費用	1メートル当たり	4,500円

備考

- 1 「低木」とは、樹高0.5メートル以上1.0メートル未満の樹木をいう。
- 2 「中木」とは、樹高1.0メートル以上の樹木をいう。
- 3 「高木」とは、樹高1.0メートル以上で幹周り15センチメートル以上の樹木をいう。この場合において、幹周りは地上1.2メートルの位置で測定するものとし、当該位置の幹の形状が特異な場合は、その上下の幹周りの平均値とする。
- 4 この表に基づき算出された金額が、助成の対象となる撤去工事に要した費用を超える場合、実際に当該撤去工事に要した費用の額を助成金額とする。

年 月 日

(第2面)

建築工事の予定	☐ 有 確認申請予定： 年 月頃 建築工事の期間： 年 月 から 年 月予定 ☐ 無	
土地の造成	☐ 済 ☐ 未	
支障物件	種類	処理方法
	☐ 門、塀等	☐ 撤去 ☐ 移設 (☐ 再利用 ☐ 新設)
	☐ 柵	☐ 撤去 ☐ 移設 (☐ 再利用 ☐ 新設)
	☐ 樹木	☐ 撤去 ☐ 移植
	☐ 生垣	☐ 撤去 ☐ 移植
	☐ 擁壁等	☐ 撤去 ☐ 移設 (☐ 再利用 ☐ 新設)
	☐ 土砂	☐ 撤去
	☐ 舗装等	☐ 撤去 ☐ 補修
	☐ 縁石等	☐ 撤去 ☐ 新設
	☐ 側溝等	☐ 撤去 ☐ 新設
	☐ 雨水ます	☐ 撤去 ☐ 新設
	☐ 浄化槽	☐ 撤去
	☐ 下水道管	☐ 移設
	☐ 公共汚水ます	☐ 移設
	☐ 上水道管	☐ 移設
	☐ 量水器	☐ 移設
	☐ ガス管	☐ 移設
☐ その他		
支障物件の 処理予定	年 月着工 ～ 年 月完了 (予定)	

(第3面)

寄附を予定している土地の権原等	私権の設定の有無： ☐ 有 ☐ 無 特殊の義務の有無： ☐ 有 ☐ 無 相続発生の有無： ☐ 有 ☐ 無
寄附を予定している土地の境界の状況	【道路との境界】 ☐ 境界が不明確 ☐ 境界が明確（ ☐ 側溝 ☐ 縁石 ☐ その他 ）
	【隣地との境界】 ☐ 境界が不明確 ☐ 境界が明確（ ☐ 協議済 ☐ その他 ） ※ 後退用地等の寄附にあたっては、現在の土地の境界を確定後に分筆する必要があります。隣地との境界トラブル等により、土地の境界が確定しない場合はこの事業ができませんので、隣地との境界が不明確なときなどの場合には事前に隣地の方とご協議をお願いします。
そ の 他	

長浜市長

長浜市狭あい道路拡幅整備助成金交付要綱第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり協議を完了したので通知します。

対 象 地	長浜市		
申 請 区 分	☐ 所有者等	☐ 建築主等	☐ 自治会
道 路 種 別	☐ 2項道路	☐ その他	市道 線
道 路 幅 員	m		
用 地 区 分	☐ 後退用地	☐ 隅切り用地	(☐ 路線拡幅)
用 地 の 寄 附	☐ 寄附する	☐ 寄附しない	
建築工事の予定	☐ 有 (年 月頃確認申請予定)		☐ 無
土 地 の 造 成	☐ 済 ☐ 未		
支 障 物 件	別添のとおり		
支障物件の処理 予定	年 月着工 ～ 年 月完了 (予定)		
そ の 他			

10/27

(様式第2号 別添)

	種類	処理方法			
	☐ 門、塀等	☐ 撤去	☐ 移設	(☐ 再利用	☐ 新設)
支 障 物 件	☐ 柵	☐ 撤去	☐ 移設	(☐ 再利用	☐ 新設)
	☐ 樹木	☐ 撤去	☐ 移植		
	☐ 生垣	☐ 撤去	☐ 移植		
	☐ 擁壁等	☐ 撤去	☐ 移設	(☐ 再利用	☐ 新設)
	☐ 土砂	☐ 撤去			
	☐ 舗装等	☐ 撤去	☐ 補修		
	☐ 縁石等	☐ 撤去	☐ 新設		
	☐ 側溝等	☐ 撤去	☐ 新設		
	☐ 雨水ます	☐ 撤去	☐ 新設		
	☐ 浄化槽	☐ 撤去			
	☐ 下水道管	☐ 移設			
	☐ 公共汚水ます	☐ 移設			
	☐ 上水道管	☐ 移設			
	☐ 量水器	☐ 移設			
	☐ ガス管	☐ 移設			
	☐ その他				

年 月 日

長浜市長 あて

申請者
住 所

氏 名 印

電 話
(法人の場合は、法人の名称、代表者氏名を記入)

狭あい道路整備変更協議申請書

年 月 日付 第 号で通知のあった狭あい道路整備協議済書について、長浜市狭あい道路拡幅整備助成金交付要綱第 5 条第 4 項の規定により、下記のとおり協議内容の変更を申請します。

記

拡幅協議番号	年 第 号
変 更 内 容	ア 拡幅整備事業に協力することができなくなった。 イ その他（ ）
変 更 理 由	ア 用地寄附に要する手続に不測の日数を要するため。 イ 建築工事を中止又は中断するため。 ウ その他（ ）
添 付 書 類	☐ 変更理由書（変更理由及び経過等の詳細） ☐ 変更の内容がわかる書類（必要な場合） ☐ 委任状（代理人に変更協議を委任する場合）

長浜市長 あて

申請者
住 所

氏 名

電 話



（法人の場合は、法人の名称、代表者氏名を記入）

後退用地等寄附申出書

長浜市狭あい道路拡幅整備助成金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり後退用地等の寄附を申し出ます。

記

寄附する後退用地等の地名地番	土地所有者の住所・氏名	寄附する後退用地等の面積
長浜市	Ⓔ	m ²
長浜市	Ⓔ	m ²
長浜市	Ⓔ	m ²
長浜市	Ⓔ	m ²

添付書類

- (1) 公図の写し
- (2) 土地の登記事項証明書
- (3) 原因証明情報及び登記承諾書
- (4) 印鑑登録証明書

様式第 5 号（第10条関係）

狭あい道路整備台帳				(長浜市		課)	
協議番号	年 第 号		拡幅整備完了年月日		年 月 日		
路線名	市道 線						
用地区分	☐ 後退用地 ☐ 隅切り用地 ☐ その他 ()						
拡幅箇所	長浜市						
拡幅面積	延長 m × 幅 m 面積 m ²						
用地寄附者	氏名			住所			
所有権移転登記年月日	年 月 日						
拡幅整備経費	助成金 円				委託料 円		工事費 円
現地写真	整備前			整備後			

年 月 日

長浜市長 あて

申請者
住 所

氏 名 印

電 話
(法人の場合は、法人の名称、代表者氏名を記入)

狭あい道路整備助成金交付申請書

長浜市狭あい道路拡幅整備助成金交付要綱第 1 1 条の規定に基づき、助成金の交付について、下記のとおり申請します。

記

後退用地等の地名地番	長浜市
交付申請額	金 円（内訳は別添に記載）
助成対象工事の 施工予定期間	着工予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日
添付書類	☐ 位置図 ☐ 支障物件の図面 ☐ 地下埋設物の配管図 ☐ 現況写真 ☐ 撤去、移設に係る見積書の写し ☐ その他（ ）

(様式第6号 別添)

【助成金内訳書】

支障物件	工事の 種別	数量等	単価	金額 計
門、塀等	撤去費	m	□6,600円/m □1,000円/m (基礎無)	円
	移設費	m	□28,100円/m (基礎有) □6,000円/m (基礎無)	円
柵	撤去費	m	□2,100円/m □1,200円/m (基礎無)	円
	移設費	m	□5,700円/m (再使用) □13,600円/m (新規基礎有) □8,200円/m (新規基礎無)	円
樹木	撤去費	本	1,100円/本 (低木)	円
		本	2,700円/本 (中木)	円
		本	24,500円/本 (高木)	円
	移植費	本	1,500円/本 (低木)	円
		本	3,300円/本 (中木)	円
		本	28,800円/本 (高木)	円
生垣	撤去費	m	700円/m (0.9～1.2m未満)	円
		m	1,500円/m (1.2～1.5m未満)	円
		m	2,200円/m (1.5m以上)	円
	移植費	m	8,900円/m (0.9～1.2m未満)	円
		m	13,500円/m (1.2～1.5m未満)	円
		m	20,000円/m (1.5m以上)	円
擁壁等	撤去費	m	3,500円/m (0.5m未満)	円
		m	7,800円/m (0.5～1.0m未満)	円
		m	9,200円/m (1.0～1.5m未満)	円
		m	29,500円/m (1.5～2.0m未満)	円
		m	40,800円/m (2.0m以上)	円
	移設費	m	21,900円/m (0.5m未満)	円
		m	32,900円/m (0.5～1.0m未満)	円
		m	47,100円/m (1.0～1.5m未満)	円
		m	84,200円/m (1.5～2.0m未満)	円
		m	115,300円/m (2.0m以上)	円

土砂	撤去費	m ³	6,400円/m ³	円
舗装等	撤去費	m ²	3,200円/m ²	円
	補修費	m ²	3,800円/m ²	円
縁石等	撤去費	m	700円/m	円
	新設費	m	4,600円/m	円
側溝等	撤去費	m	1,900円/m	円
	新設費	m	8,100円/m	円
雨水ます	撤去費	箇所	2,200円/箇所	円
	新設費	箇所	5,800円/箇所	円
浄化槽	撤去費	箇所	89,500円/箇所	円
下水道管	移設費	m	12,900円/m	円
公共汚水ます	移設費	箇所	17,700円/箇所	円
上水道管	移設費	m	3,600円/m	円
量水器	移設費	箇所	32,400円/箇所	円
ガス管	移設費	m	4,500円/m	円
(A) 合 計				円
(B) 実際に必要となる費用の見積り金額				円
交付金申請額（1,000円未満は切り捨て、上限は1,000,000円） ＜（A）又は（B）で低い金額を記載してください。＞				円
(備考)				

第 号
年 月 日

申請者

住所

氏名

様

長浜市長

狭あい道路整備助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました助成金の交付について、長浜市狭あい道路拡幅整備
助成金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、通知します。

記

1 後退用地等の地名地番

長浜市

2 交付決定額

金

円

3 その他

年 月 日

長浜市長 あて

補助決定者
住 所

氏 名 印

電 話
(法人の場合は、法人の名称、代表者氏名を記入)

狭あい道路整備助成金交付変更申請書

長浜市狭あい道路拡幅整備助成金交付要綱第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、助成金の交付について、下記のとおり変更申請します。

記

後退用地等の地名地番	長浜市
交付申請額	(変更前) 金 円 (変更後) 金 円 (内訳は別添に記載)
変更事項及び変更理由	
添付書類 (変更に係る部分に限る。)	☐ 支障物件の図面 ☐ 地下埋設物の配管図 ☐ 撤去、移設に係る見積書の写し ☐ その他 ()

(様式第8号 別添)

【助成金内訳書】

支障物件	工事の 種別	数量等	単価	金額 計
門、塀等	撤去費	m	□6,600円/m □1,000円/m (基礎無)	円
	移設費	m	□28,100円/m (基礎有) □6,000円/m (基礎無)	円
柵	撤去費	m	□2,100円/m □1,200円/m (基礎無)	円
	移設費	m	□5,700円/m (再使用) □13,600円/m (新規基礎有) □8,200円/m (新規基礎無)	円
樹木	撤去費	本	1,100円/本 (低木)	円
		本	2,700円/本 (中木)	円
		本	24,500円/本 (高木)	円
	移植費	本	1,500円/本 (低木)	円
		本	3,300円/本 (中木)	円
		本	28,800円/本 (高木)	円
生垣	撤去費	m	700円/m (0.9～1.2m未満)	円
		m	1,500円/m (1.2～1.5m未満)	円
		m	2,200円/m (1.5m以上)	円
	移植費	m	8,900円/m (0.9～1.2m未満)	円
		m	13,500円/m (1.2～1.5m未満)	円
		m	20,000円/m (1.5m以上)	円
擁壁等	撤去費	m	3,500円/m (0.5m未満)	円
		m	7,800円/m (0.5～1.0m未満)	円
		m	9,200円/m (1.0～1.5m未満)	円
		m	29,500円/m (1.5～2.0m未満)	円
		m	40,800円/m (2.0m以上)	円
	移設費	m	21,900円/m (0.5m未満)	円
		m	32,900円/m (0.5～1.0m未満)	円
		m	47,100円/m (1.0～1.5m未満)	円
		m	84,200円/m (1.5～2.0m未満)	円
		m	115,300円/m (2.0m以上)	円

土砂	撤去費	m ³	6,400円/m ³	円
舗装等	撤去費	m ²	3,200円/m ²	円
	補修費	m ²	3,800円/m ²	円
縁石等	撤去費	m	700円/m	円
	新設費	m	4,600円/m	円
側溝等	撤去費	m	1,900円/m	円
	新設費	m	8,100円/m	円
雨水ます	撤去費	箇所	2,200円/箇所	円
	新設費	箇所	5,800円/箇所	円
浄化槽	撤去費	箇所	89,500円/箇所	円
下水道管	移設費	m	12,900円/m	円
公共汚水ます	移設費	箇所	17,700円/箇所	円
上水道管	移設費	m	3,600円/m	円
量水器	移設費	箇所	32,400円/箇所	円
ガス管	移設費	m	4,500円/m	円
(A) 合 計				円
(B) 実際に必要となる費用の見積り金額				円
交付金申請額（1,000円未満は切り捨て、上限は1,000,000円） ＜（A）又は（B）で低い金額を記載してください。＞				円
(備考)				

第 号
年 月 日

申請者

住所

氏名

様

長浜市長

狭あい道路整備助成金交付決定変更通知書

年 月 日付けで変更の申請がありました助成金の交付について、長浜市狭あい道路拡
幅整備助成金交付要綱第 1 3 条第 2 項の規定に基づき、通知します。

記

1 後退用地等の地名地番

長浜市

2 交付決定額（変更後）

金 円

3 その他

年 月 日

長浜市長 あて

補助決定者

住 所

氏 名

印

電 話

（法人の場合は、法人の名称、代表者氏名を記入）

狭あい道路整備助成金対象工事完了実績報告書

年 月 日付で交付（変更）決定を受けた助成金について、下記のとおり工事を完了したので、長浜市狭あい道路拡幅整備助成金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、実績を報告します。

記

1 後退用地等の地名地番

長浜市

2 交付（変更）決定額

金 円

3 助成金対象金額

金 円（内訳は別添に記載）

4 工事完了年月日

年 月 日

5 添付書類

☐ 写真

☐ 撤去及び移設に実際に必要とした費用領収書の写し

☐ その他（ ）

(様式第 10 号 別添)

【助成金内訳書】

支障物件	工事の 種別	数量等	単価	金額 計
門、塀等	撤去費	m	□ 6,600円/m □ 1,000円/m (基礎無)	円
	移設費	m	□ 28,100円/m (基礎有) □ 6,000円/m (基礎無)	円
柵	撤去費	m	□ 2,100円/m □ 1,200円/m (基礎無)	円
	移設費	m	□ 5,700円/m (再使用) □ 13,600円/m (新規基礎有) □ 8,200円/m (新規基礎無)	円
樹木	撤去費	本	1,100円/本 (低木)	円
		本	2,700円/本 (中木)	円
		本	24,500円/本 (高木)	円
	移植費	本	1,500円/本 (低木)	円
		本	3,300円/本 (中木)	円
		本	28,800円/本 (高木)	円
生垣	撤去費	m	700円/m (0.9～1.2m 未満)	円
		m	1,500円/m (1.2～1.5m 未満)	円
		m	2,200円/m (1.5m 以上)	円
	移植費	m	8,900円/m (0.9～1.2m 未満)	円
		m	13,500円/m (1.2～1.5m 未満)	円
		m	20,000円/m (1.5m 以上)	円
擁壁等	撤去費	m	3,500円/m (0.5m 未満)	円
		m	7,800円/m (0.5～1.0m 未満)	円
		m	9,200円/m (1.0～1.5m 未満)	円
		m	29,500円/m (1.5～2.0m 未満)	円
		m	40,800円/m (2.0m 以上)	円
	移設費	m	21,900円/m (0.5m 未満)	円
		m	32,900円/m (0.5～1.0m 未満)	円
		m	47,100円/m (1.0～1.5m 未満)	円
		m	84,200円/m (1.5～2.0m 未満)	円
		m	115,300円/m (2.0m 以上)	円

土砂	撤去費	m ³	6,400円/m ³	円
舗装等	撤去費	m ²	3,200円/m ²	円
	補修費	m ²	3,800円/m ²	円
縁石等	撤去費	m	700円/m	円
	新設費	m	4,600円/m	円
側溝等	撤去費	m	1,900円/m	円
	新設費	m	8,100円/m	円
雨水ます	撤去費	箇所	2,200円/箇所	円
	新設費	箇所	5,800円/箇所	円
浄化槽	撤去費	箇所	89,500円/箇所	円
下水道管	移設費	m	12,900円/m	円
公共汚水ます	移設費	箇所	17,700円/箇所	円
上水道管	移設費	m	3,600円/m	円
量水器	移設費	箇所	32,400円/箇所	円
ガス管	移設費	m	4,500円/m	円
(A) 合 計				円
(B) 実際に必要となる費用の見積り金額				円
交付金申請額（1,000円未満は切り捨て、上限は1,000,000円） ＜（A）又は（B）で低い金額を記載してください。＞				円
(備考)				

様式第11号（第14条関係）

第 年 月 日 号

補助決定者

住 所

氏 名

様

長浜市長

狭あい道路整備助成金確定通知書

年 月 日付で実績報告がありました助成金について、下記のとおり助成金の額を確定したので、長浜市狭あい道路拡幅整備助成金交付要綱第14条第2項の規定に基づき通知します。

記

金

円

年 月 日

長浜市長 あて

請求者
住 所

氏 名 ⑩

電 話
(法人の場合は、法人の名称、代表者氏名を記入)

狭あい道路整備助成金交付請求書

年 月 日付 第 号で額の確定通知がありました助成金について、長浜市狭あい道路拡幅整備助成金交付要綱第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

金 円

振 込 先 口 座 名	
ふりがな 口座名義人	
金融機関名	銀行 農協 店 金庫 信用組合
口座番号	普 通 ・ 当 座 No. ()